

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）の規程に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和８年９月１日

岡 山 県 公 安 委 員 会

1 散弾銃

(1) トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が１５メートルであるものをいう。）

開 催 年 月 日	開 催 場 所
令和８年１０月５日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月１２日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月１４日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１０月１９日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月２２日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１０月２６日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月２７日（火）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１０月２８日（水）午前９時	真庭市仲間１８１６ 湯原国際射撃場
令和８年１１月２日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１１月９日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１１月１１日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１１月１６日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１１月１８日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１１月２３日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１１月２６日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１１月３０日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１２月２日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１２月７日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１２月１０日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１２月１４日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１２月１６日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１２月２１日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１２月２８日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場

(2) スキート射撃（クレがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

開 催 年 月 日	開 催 場 所
令和８年１０月２日（金）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月９日（金）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月１４日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１０月１６日（金）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和８年１０月２２日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和８年１０月２３日（金）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場

令和8年10月27日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年10月30日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年11月6日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年11月11日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年11月13日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年11月18日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年11月20日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年11月26日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年11月27日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年12月2日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年12月4日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年12月10日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年12月11日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年12月16日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和8年12月18日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和8年12月25日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

2 ライフル銃

開催年月日	開催場所
令和8年10月13日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年10月20日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年10月27日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年11月3日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年11月10日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年12月1日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年12月8日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和8年12月15日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場

3 受講手続

(1) 提出書類

所定の様式による受講申込書 1通

(2) 提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

(3) 提出期間

受講しようとする講習会の開催日の7日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規程する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

4 受講手数料

1万4,000円

（注） 受講手数料は、納付後は返還しない。

5 その他

- (1) 各講習の受講定員は、おおむね4人とする。
- (2) 代理受講は認めない。
- (3) 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。
- (4) 特段の事情により、急遽実施予定が変更となる場合もある。